

様式第1号（第4条第1項関係）

## 審議会等の概要

審議会等の名称	古河市社会教育委員会議
設置の根拠法令	社会教育法第15条第1項 古河市社会教育委員に関する条例 古河市社会教育委員会議事運営規則
設置年月日	平成17年9月12日
主な審議内容	社会教育法第17条に基づき、社会教育に関する諸計画の立案、社会教育に関する意見陳述等を行う。
会議の開催予定	7月・2月（視察）・3月
委員の任期	令和5年7月1日から令和7年6月30日まで（2年）
委員数（定数）	14人（15人以内）
委員の職及び氏名	委員長 金田 卓也 副委員長 畠山 伸幸 副委員長 岡野 優 委員 山下 尚美 委員 横濱 元己 委員 若林 俊彰 委員 名和 茂穂 委員 渡辺 伸一郎 委員 小倉 佐智子 委員 並木 茂雄 委員 三村 正美 委員 黒沢 豊 委員 前嶋 由美子 委員 大谷 孝子
問合せ先（事務局）	古河市役所 教育部 生涯学習課 生涯学習係 TEL 0280-22-5111（内線2107）
備考	